

**年 金 あ れ こ れ**

**経済的な理由で、今はどうしても国民年金保険料が納められない・・・  
国民年金保険料には「免除制度」があります**

保険料を納めるのが困難なときは、申請して承認されると保険料の納付が免除される「免除制度」があります。保険料が免除される額は下記の4区分となります。



全額免除		(納付なし)
3/4免除	1/4納付	(保険月額： 4, 090円)
半額免除	半額納付	(保険月額： 8, 170円)
1/4免除	3/4納付	(保険月額： 12, 260円)
全額納付		(保険月額： 16, 340円)

※どの免除に該当するかは、前年所得により基準が定められています。

免除は、被保険者・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が基準額を下回る場合に承認されます。

■所得基準額の目安（概算）

世帯員数	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯→夫婦・子2人 (子は16歳未満)	162万円程度	230万円程度	282万円程度	335万円程度
2人世帯→夫婦	92万円程度	142万円程度	195万円程度	247万円程度
単身世帯	57万円程度	93万円程度	141万円程度	189万円程度

※この額はあくまでも目安であり、世帯状況や各種控除等により基準が異なります。

**ご注意！** 減額された保険料を納めないまましていると、その期間は「未納期」として扱われ、老齢基礎年金の受給資格を得る期間に含まれません。

●その他に、退職（失業）による特例免除があります。

**保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金**

問い合わせは、  
日本年金機構旭川年金事務所（TEL0166-72-5002）  
または住民課お客さま窓口係（TEL32-2500）まで



What's some  
WASSAMU

**広 報 わっさむ**

発行／和寒町 編集／総務課情報管理係 印刷／文義堂印刷・出版

〒098-0192 北海道上川郡和寒町字西町120番地

電 話 0165-32-2421（代表） F A X 0165-32-4238

ホームページ <http://www.town.wassamu.hokkaido.jp/>

